

# 仙台市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 平成30年12月27日(木曜日)午後1時30分から午後3時15分

2. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

3. 出席委員 (18人)

会 長	1 番	佐々木 均		
会長職務代理者	2 番	中野 勲		
委 員	3 番	赤間 敬	4 番	大泉 権吾
	6 番	加藤 和江	7 番	加藤 和彦
	9 番	郷古 雅春	10 番	佐藤 千治
	13 番	品川 忠夫	14 番	鈴木 通
	16 番	高橋 勝彦	17 番	松原 菊男
	19 番	結城 一吉	5 番	大里 重市
			8 番	菅野 則義
			12 番	佐藤 とみ
			15 番	鈴木 正年
			18 番	嶺岸 若夫

4. 欠席委員 (1人) 11 番 佐藤 昭幸

5. 議事日程

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第3号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件

第4号議案 遊休農地に係る農地法第2条第1項の適用を受けない非農地判断の件

5. 協議

平成31年度農作業標準料金(案)について

6. 報告

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出

(3) 農地法第3条の3の規定(相続)による届出

(4) 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知

(5) 公売に対する買受適格証明願に関する届出の件

(6) 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻に関する件

(7) 仙台市農地賃借料情報

(8) 売り渡し希望農地一覧表

(9) 平成30年度第3回企画検討チーム会議報告

(10) 平成30年度仙台市農業委員会視察研修会参加者アンケート集計結果

7. その他

(1) 会長報告

(2) 事務局からの連絡事項

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 能夫  
主幹兼振興係長 山本 幸子 農地係長 佐藤 和之  
振興係主任 内海 敏子  
農地係主任 小椋 健一 農地係専門員 庄子 尚

7. 農地利用最適化推進委員

庄司 善春 佐藤 善作 奥山 壽

8. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後1時30分)
司会:主幹兼振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第7回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会会長 佐々木均から、ごあいさつを申し上げます。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会:主幹兼振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、議席番号 11 番 佐藤昭幸委員から、欠席の届けがありました。19 人中 18 人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに、ご異議ありませんか。
議 長	(異議なし)
議 長	それでは、16 番高橋勝彦 委員、17 番松原菊男 委員を指名いたします。
議 長	議事に入ります。 (午後1時35分) 第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 調査委員会の結果を、結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。
結城一吉委員 (第一調査委員会委員長)	第1号議案の調査結果を報告します。調査委員会は12月21日に第一調査委員会 が担当して調査を実施しました。調査は、3番赤間敬委員、5番大里重市委員、 6番加藤和江委員、15番鈴木正年委員の4名で行いました。今回の申請は、売買 による規模拡大が2件、贈与による規模拡大が1件、贈与による農業承継が3件

の計6件です。番号1番と2番を5番大里重市委員から、番号3番と4番を6番加藤和江委員から、番号5番と6番を15番鈴木正年委員から報告します。

それでは、番号1番から2番までを大里重市委員から報告願います。

大里重市委員  
(5番)

番号1番と2番を私から報告します。

番号1番は、贈与により規模拡大を図るものです。譲受人は、譲渡人の兄で隣接地を所有しています。現在、トラクター2台、耕うん機2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で248アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、12月19日に大友哲農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、贈与により農業承継を図るものです。親から別世帯の子に贈与するものです。譲受人は、現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で248アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、12月19日に品川忠夫農業委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

加藤和江委員  
(6番)

番号3番と4番を私から報告します。

番号3番は、贈与により農業承継を図るものです。親から同世帯の長男と長女の妻に持分贈与するものです。譲受人は、現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で105アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、12月19日に庄司善春農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在 耕うん機1台を所有し、田植えと収穫は作業委託により、家族2人で、51アールの農地を稲作主体に耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、12月19日に菊地守農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

鈴木正年委員  
(15番)

番号5番と6番を私から報告します。

番号5番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で127アール

の農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、12月19日に栗原茂農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、贈与により農業承継を図るものです。同世帯の妻と長女夫妻に贈与をするものです。譲受人は、現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族5人で174アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、12月20日に佐藤とみ農業委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

以上、6件よろしくご審議ください。

議 長

第1号議案について、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時45分)

議 長

続きまして、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。

結城一吉委員

(第一調査委員会  
委員長)

第2号議案の調査結果について報告します。

調査は、4番大泉権吾委員、13番品川忠夫委員、と私(結城一吉委員)の3名で調査を行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが3件、太陽光発電パネル設置に転用するものが3件、資材置場に転用するものが2件、土砂置場に転用するものが2件、分家住宅に転用するものが1件、墓地に転用するものが1件、の合計12件です。番号1番から4番を、私(結城一吉委員)が、番号5番から8番までを、13番品川忠夫委員から、番号9番から12番までを、4番大泉権吾委員から報告します。

番号1番は、駐車場に転用するもので、使用貸借権の設定によるものです。申

請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内にあり、土地改良事業施行完了後8年以上経過しています。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内的の農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、建設業の会社が駐車場に利用するもので、田3,856㎡のうち500㎡を転用して、駐車場大型車1台41.59㎡、駐車場普通車6台に120㎡、資材置場に141.75㎡、通路等に196.66㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、残高証明書(H30.11.27付け)が提出されております。土地改良区の意見書も提出されております。使用貸借の期間は、20年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号2番は、資材置場に転用するもので、売買によるものです。面積が大きいことから聞き取り調査を実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあります。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、建設業の会社役員が資材置場として、自分の会社で使用させるもので、畑4,235㎡を転用して、残土置場に416㎡、砂置場に290㎡、砕石置場に363㎡、コンクリート材置場に250㎡、駐車場大型車12台に624㎡、駐車場普通車10台に270㎡、通路等に2,022㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、資力については、通帳の写しが提出されております。また、使用する会社からの要望書が出ております。

以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号3番と4番は、関連がありますので、一括して報告いたします。土砂置場に転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内にあり、土地改良事業施行完了後8年以上経過しています。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内的の農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、土木工事業者が土砂・改良土の置場に利用するもので、田920㎡を転用して、改良土置場に840㎡、高さを5m以内に制限、付近住宅及び隣接農地に悪影響のないように留意するもの、法面に80㎡として利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。土地改良区からの意見書も提出されております。賃貸借の期間は、5年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

品川忠夫委員  
(13 番)

番号 5 番から 8 番までを私から報告します。

番号 5 番は、分家住宅に転用するもので、使用貸借権の設定によるものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあります。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断しました。申請地は田 102 m<sup>2</sup>を分家住宅に転用するものです。事業面積は宅地を含み 273.44 m<sup>2</sup>で、居宅に 57.96 m<sup>2</sup>、物置に 9.93 m<sup>2</sup>、駐車場普通車 2 台に 36 m<sup>2</sup>、通路等に 169.55 m<sup>2</sup>を転用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明は、銀行の融資証明書がでております。以上のことから農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号 6 番は、駐車場に転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。

申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。市街化を誘引する施設が周辺にあり、街区がある程度形成されている農地であることから、第 3 種農地と判断しました。申請地は、田 2,360 m<sup>2</sup>を総合病院の駐車場に転用するものです。駐車場・軽自動車に 42 台 420 m<sup>2</sup>、駐車場・普通車 57 台に 712.50 m<sup>2</sup>、通路等に 1,227.50 m<sup>2</sup>を転用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明は、銀行の残高証明書(H30.12.3 付)がでております。土地改良区からの意見書(H30.12.14 付)が提出されております。以上のことから農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号 7 番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、地上権の設定によるものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請地は、田 723 m<sup>2</sup>を太陽光発電事業者が太陽光発電パネル設置に転用するものです。発電出力 49.5kw、太陽光発電パネル 162 枚に 272.16 m<sup>2</sup>、通路等に 450.84 m<sup>2</sup>を転用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明は、銀行の残高証明書(H30.11.19 付)がでております。地上権の設定期間は、21 年間です。以上のことから農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号 8 番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりなく、土地改良事業施行区域内にあり、土地改良事業施行完了後 8 年以上経過しております。中山間地域等に存在する農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請地は、畑 2,170 m<sup>2</sup>を旅客自動車運送業者が太陽光発電パネル設置に

転用するものです。発電出力 49.5kw、太陽光発電パネル 432 枚に 518 m<sup>2</sup>、法面に 38.70 m<sup>2</sup>、通路等に 1,613.30 m<sup>2</sup>を転用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明は、銀行の残高証明書(H30.12.12 付)がでております。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

大泉権吾委員  
(5番)

番号9番から12番までを私から報告します。

番号9番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請地は、畑1,724 m<sup>2</sup>をサービス業者が太陽光発電パネル設置に転用するものです。発電出力 49.5kw、太陽光発電パネル 248 枚に 416 m<sup>2</sup>、伐採材木置場2カ所に 246 m<sup>2</sup>、通路等に 1,062 m<sup>2</sup>を転用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明は、親会社の残高証明で確認し、親会社から融資保証の書類がでております。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号10番は、墓地に転用するもので、寄附による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請地は、畑510 m<sup>2</sup>を宗教法人が墓地に転用するものです。区画墓地48区画に 110.16 m<sup>2</sup>、植栽に 130 m<sup>2</sup>、緑地に 147 m<sup>2</sup>、通路等に 122.84 m<sup>2</sup>を転用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、資力証明は、残高証明書(H30.12.17 付け)がでております。また、仙台市墓地経営許可等事前協議書が提出されており、許可日については、同日許可となります。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号11番は、駐車場に転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域にあり、土地改良事業施行完了後8年以上経過していることから第1種農地と判断しました。なお、第1種農地ではあるが、既存施設の拡張であるため農振除外されたものであり、今回の申請については、不許可の例外規定に基づくものです。申請地は、田1,912 m<sup>2</sup>を産業廃棄物収集運搬処理業者が、駐車場普通車18台に 242.19 m<sup>2</sup>、有価金属置場に 80 m<sup>2</sup>、廃棄物一時保管場所に 180.10 m<sup>2</sup>、法面に 187.50 m<sup>2</sup>、通路等に 1,222.21 m<sup>2</sup>を転用する計画であり、計画面積は

適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、震災後から産廃処理施設として利用してきたことから顛末書が提出されております。また、資力証明は、銀行からの融資証明書がでております。賃貸借の期間は、10年間です。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号12番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。面積が大きいことから、聞き取り調査を実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で、土地改良事業完了後8年以上経過していることから、第1種農地と判断しました。なお、第1種農地であるが、公益性が高いと認められる事業（鉄道事業者が一般需要に応ずるものの用に供する施設）であり、不許可の例外に該当するものです。申請地は、田36,290㎡を貨物鉄道事業者が国道4号線をくり抜く工事の資材置場に利用するもので、資材置場2箇所に5,160㎡、重機置場2箇所に3,380㎡、道路に2,400㎡、現場事務所に100㎡、作業ヤードに5,600㎡、転回場に1,200㎡、残土置場に7,000㎡、通路等に11,450㎡を転用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明は、(本社からの予算の通知書)がでております。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

以上12件、よろしくご審議をお願いします。

議長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。(午後2時16分)

議長

続きまして、第3号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を、結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。

結城一吉委員

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、3番赤間敬委員、5番大



(第一調査委員会  
委員長)

里重市委員、6番加藤和江委員、15番鈴木正年委員の4名で調査を行いました。  
今回の非農地証明願は、駐車場が1件、山林及び宅地が1件の計2件です。  
番号1番と2番を、3番赤間敬委員から報告願います。

赤間敬委員  
(3番)

番号1番の申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域であります。現在の状況は、駐車場です。申請理由は、平成30年2月28日に非農地証明を受けたもので、当時の所有者が死亡して、証明書を紛失したことから再度申請したものです。現況については、平成3年4月1日から隣接地にある病院の駐車場として利用させてきたものです。確認資料である、議案書の写し・固定資産税証明書・現地写真・航空写真により、非農地対象条件③(農地法施行後の人為的改廃で、この事実行為から既に20年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの)に該当し、承認相当と調査しました。

番号2番の申請地は、市街化調整区域で農振その他の区域であります。現在の状況は、山林と宅地です。申請理由は、地番の4番地と9番地は、隣接する山林により日陰となり、雪が解けにくいいため、昭和52年頃から不耕作状態になり山林化したものです。地番10番地は、昭和28年に運送業を開業したときの車庫として建築し、現在は物置として使用しているものです。確認資料である、建物登記簿謄本・現地写真・航空写真により、地番4番地と9番地は、非農地対象条件②(農地法施行後には、農地であったものが耕作不適、耕作不便等止むを得ない事情により20年以上耕作放棄されたため、自然改廃した土地で農地への復元が困難なもの)、地番10番地は、非農地対象条件③(農地法施行後の人為的改廃で、この事実行為から既に20年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの)に該当し、承認相当と調査しました。

以上2件、よろしくご審議をお願いします。

議 長

第3号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第3号議案について、非農地証明願を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件については、承認することに決定いたします。

(午後2時20分)

議 長	<p>続きまして、第 4 号議案 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地判断の件について、を上程します。</p> <p>調査委員会の結果を、結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。</p>
結城一吉委員 (第一調査委員会 委員長)	<p>第 4 号議案の調査結果について報告します。</p> <p>調査は第 1 調査委員会全員で行いました。今回の非農地判断は、計 47 件です。調査の結果は、3 番赤間敬委員から報告願います。</p>
赤間敬委員 (3 番)	<p>第 4 号議案の調査結果について報告します。</p> <p>今回の遊休農地に係る非農地判断は、計 47 件です。地区ごとに遊休農地に係る農地パトロールの調査した結果をもとに非農地判定確認票に基づき、農家台帳申告書・住民票・土地登記簿謄本・公図・現況写真などを精査し、加えて、相続税納税猶予・贈与税納税猶予・農業者年金・関係土地改良区への影響がないことを確認のうえ非農地と判断したものです。青葉区 22 件、泉区 15 件、太白区 10 件、合計 47 件です。すべて、非農地の判断：判断基準該当記号＝非農地（ア）（その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合）に該当し、承認相当と調査しました。</p> <p>以上、よろしくご審議ください。</p>
議 長	<p>第 4 号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。</p> <p>第 4 号議案について、非農地判断の件について承認することに賛成の方は 挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第 4 号議案 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地判断の件については、承認することに決定いたします。</p> <p>以上で議案を終了します。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 25 分)</p>
議 長  企画検討チーム	<p>続きまして、協議に入ります。</p> <p>協議事項 (1)「平成 31 年度農作業標準料金(案)について」を 企画検討チーム チーム長から説明願います。</p> <p style="text-align: center;">— 説明 —</p>

長（松原菊男 委員）	企画検討チーム会議にて、平成 31 年度農作業標準料金は、全て平成 30 年度と同額とする案になりましたので、協議をお願いします。
議 長	協議事項 (1) について、ご質問・ご意見等はございませんか。  (質問、意見なし)
議 長	質問がないようですので、(1)「平成 31 年度農作業標準料金(案)について」は承認といたします。 以上で協議事項を終了いたします。 (午後 2 時 32 分)
議 長	続きまして、報告事項に入ります。 (1)農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出から (8)売り渡し希望農地一覧表までを事務局から、報告願います。 なお、質問については説明後、一括して受けます。
事務局 農地係長	それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。 (1)農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、1 ページに記載のとおり、番号 4074 から 4078 まで 5 件の届出がありました。目的の内訳は、駐車場への転用が 3 件、共同住宅・サービス付高齢者向け住宅への転用が各 1 件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。 続きまして、(2)農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、2 ページから 10 ページに記載の通り、番号 5199 から 5228 までの 28 件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が 11 件、宅地への転用が 5 件、事務所・駐車場への転用が各 4 件ずつ、共同住宅、高齢者施設、公共施設用地及び塾・教室等施設が各 1 件ずつの転用届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。 続きまして、(3)農地法第 3 条の 3 の規定（相続）による届出については、11 ページから 13 ページに記載のとおり 17 件の届出がありました。全て相続による権利の取得となっております。詳細は別紙報告書のとおりです。 続きまして、(4)農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知については、14 ページに記載のとおり 9 件ありました。詳細は別紙の報告書のとおりです。 続きまして、15 ページになりますが(5)公売に対する適格証明願に関する件については、記載の通り 1 件ありました。市街化区域の農地であることから 5 条転用届出の要件を満たすものです。詳細は別紙報告書のとおりです。 続きまして、16 ページになりますが、(6)農地法第 5 条第 1 項第 6 項の規定による受理通知書の返戻について、記載のとおり 3 件ありました。詳細は別紙報告書のとおりです。 続きまして、17 ページになりますが、(7)仙台市農地賃借料情報を作成しまし

た。利用権での賃貸借の平均を示しております。詳細は別紙のとおりです。

次に、(8) 売り渡し希望農地一覧ですが、新規の申し出が2件ありましたので、一覧表を修正しております。また、仙台市ホームページに掲載しているものを参考にお渡しいたします。あっせんの掘り起しをよろしく願いいたします。農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長 報告事項(1)から(8)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

(午後2時35分)

議 長 質問等がないようですので、次に入ります。

(9)平成30年度第3回企画検討チーム会議の報告については、企画検討チームチーム長から報告願います。

企画検討チーム  
長(松原菊男  
委員) (9)平成30年度第3回企画検討チーム会議の報告については、資料2をご覧ください。

- ・平成31年度農作業標準料金等の設定について
- ・第2回地域振興委員会の開催について
- ・JA仙台青年部との意見交換開催について

議 長 報告事項(9)について、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問等がないようです。次に、

(10)平成30年度仙台市農業委員会視察研修会参加者アンケート集計結果について、事務局から報告願います。

事務局 (10)平成30年度仙台市農業委員会視察研修会参加者アンケート集計結果について、資料3をご覧ください。

— 説明 —

議 長 報告事項(10)について、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。以上で報告事項を終了いたします。(午後2時41分)

議 長 続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。(1)会長報告を私から報告します。資料4をご覧ください。

会 長

(会長報告)

議 長

続きまして、(2)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局

(2)事務局からの連絡事項について

- ① 業務遂行上の諸注意について
- ② 仙台市地域農業基盤強化プラン（人・農地プラン）及び認定農業者名簿について
- ③ 農用地利用権設定による利用調整会議（契約会）について
- ④ 仙台農業振興地域整備計画と付図1号
- ⑤ 1月～2月の予定表
- ⑥ 2019農山漁村パートナーシップ推進宮城県大会
- ⑦ 平成30年度みやぎ農業担い手サミット
- ⑧ 平成30年度市町村農業者年金加入者協議会会員等研修会
- ⑨ 他市町村農業委員会だより 千葉市、浜松市、宇和島市、石巻市

議 長

その他についてご意見、ご質問等がございますか。

(意見なし)

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。  
他に何かありますか。なければ以上で全てを終了いたします。

司会:主幹兼振  
興係長

それでは、閉会のあいさつを 中野会長職務代理者からお願いします。

中野会長職務  
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第7回総会を閉会します。

閉 会

(午後3時15分)